

# 神栖市一般廃棄物処理基本計画改定版

〔概要版〕

令和8年3月



## 計画策定の趣旨

### ◆計画の目的

神栖市（以下「本市」という。）では、令和3（2021）年3月に「神栖市一般廃棄物処理基本計画」を策定し（以下「本計画」という。）、令和17（2035）年度を最終目標年度として、循環型社会の実現に向けた各種施策に取り組んできました。しかしながら本計画の策定以降、令和4（2022）年4月に「プラスチック資源循環促進法」の施行、令和6（2024）年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定など、さらなる対応を求められる事項が生じています。

令和7（2025）年度は本計画の中間目標年次を迎えることから、今後10年間に実施する施策の方向性を示す策定年にあたります。

本計画で示した施策等を継承しつつ、必要となる施策の方針を見直すものとします。

### ◆計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本市の総合計画等と整合したものです。

### ◆計画の期間

本計画は、令和8（2026）～令和17（2035）年度までの10年間の計画とします。目標年度である令和17（2035）年度には、計画の進捗状況の検証・評価を行い、社会情勢の変化等を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います。

令和8年度

本計画期間：10年間

計画目標年度  
令和17年度

# ごみ処理基本計画

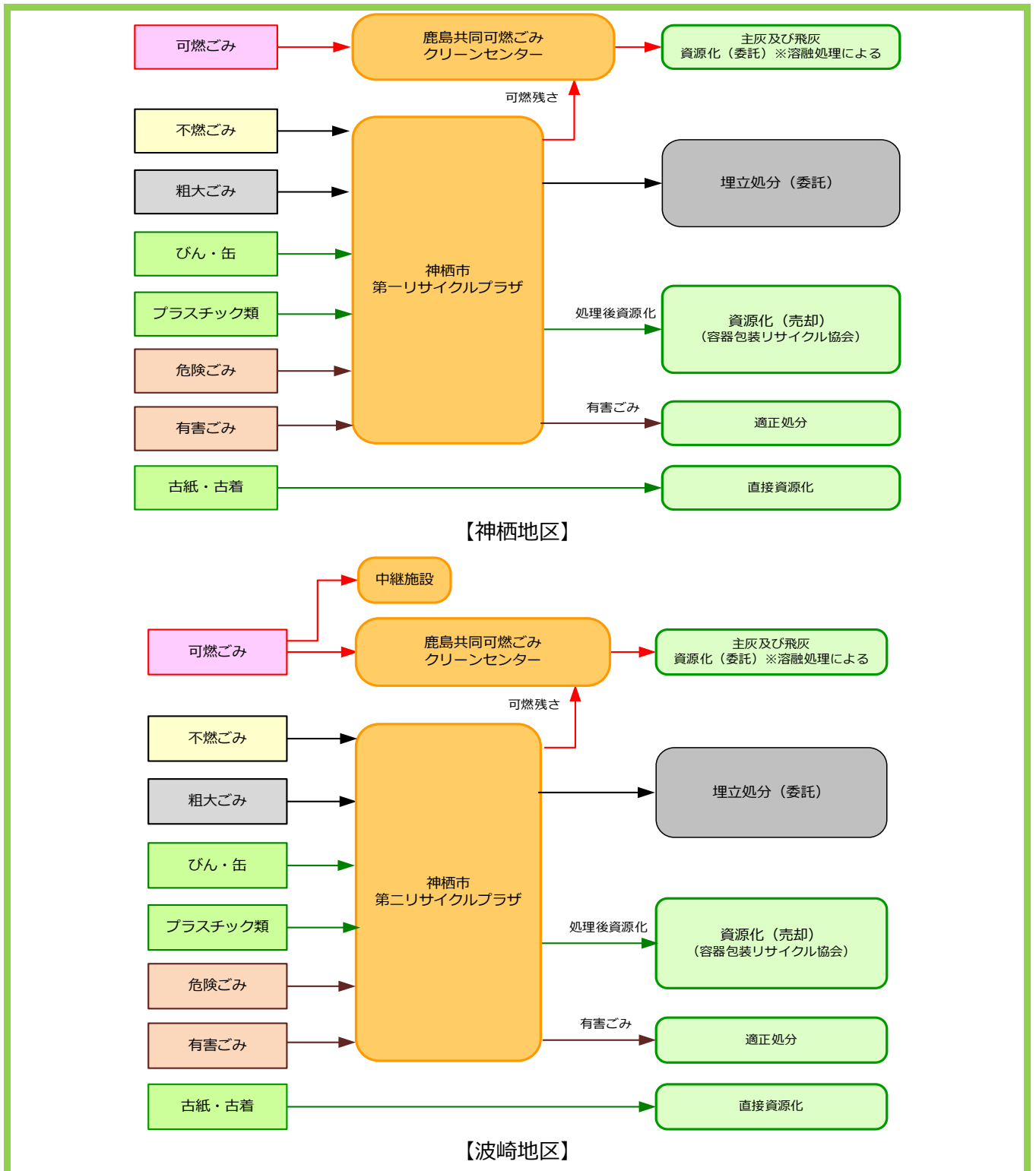
## ◆ごみ処理の流れ

神栖市では、ごみの種類や地区に応じて以下の施設で適正に処理・リサイクルを行っています。

可燃ごみは鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却し、廃熱を発電（サーマルリサイクル）しています。

不燃・資源・粗大・危険ごみは、地区ごとのリサイクルプラザで破碎・選別し、再資源化しています。

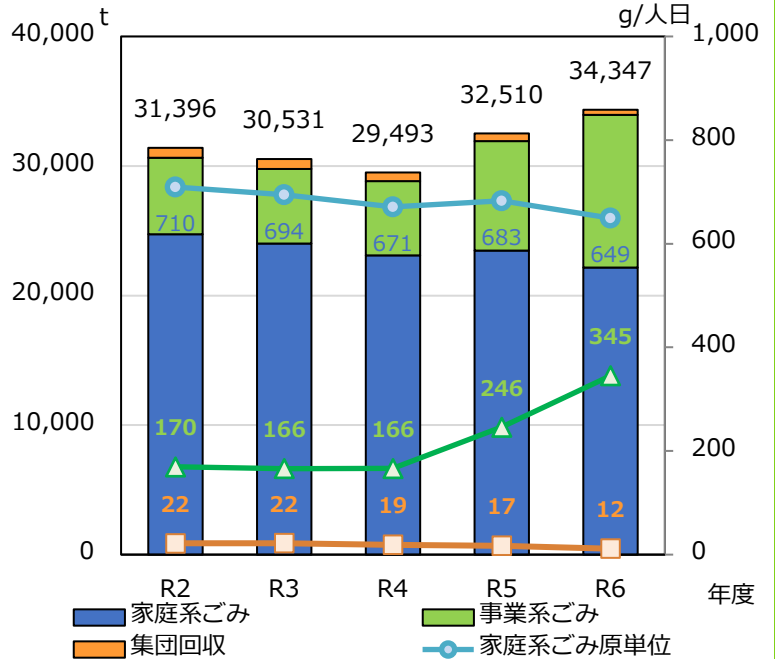
再利用できない不燃物や有害ごみは民間業者に委託して埋立処分等の適正処理を行っています。



# ◆ごみ排出量の現状

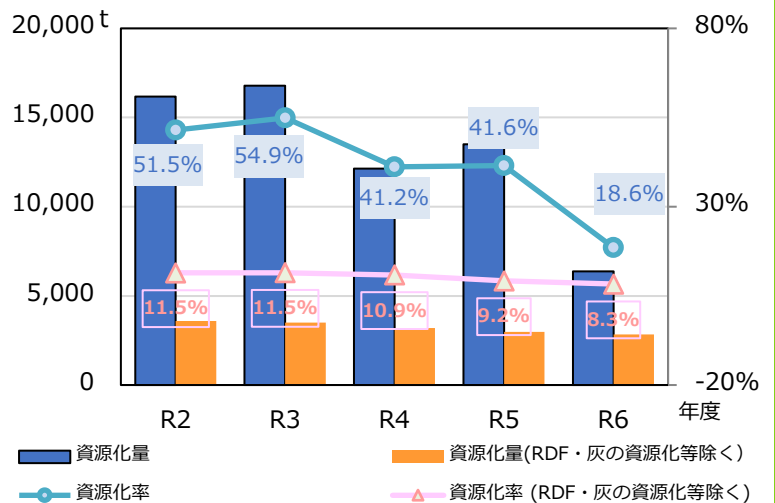
## ごみ排出量等の推移

ごみ総排出量は令和6（2024）年度に34,347tへ増加しましたが、これは新施設稼働に伴い、従来統計外だった事業系ごみを市が把握するようになったことが主な要因です。一方、家庭系ごみは減少傾向にあり、特に不燃ごみの激減は、分別統一によりプラスチックやゴム・皮革類を可燃ごみ（サーマルリサイクル）へ区分変更したこと等によるものです。



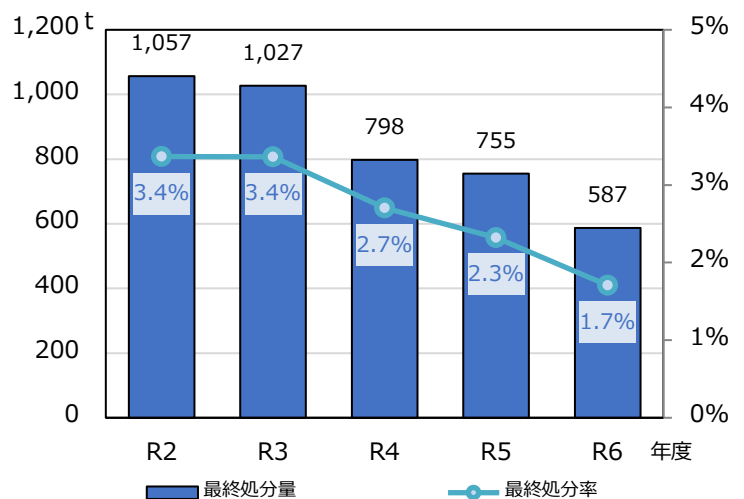
## 資源化の状況

資源の分別収集や集団回収に継続して取り組んでいますが、令和6年度の資源化率は18.6%となりました。これは可燃ごみの処理方式をRDF化から焼却へ変更したことによるもので、今後も一層の資源化推進が必要です。



## 最終処分の状況

本市は最終処分場を所有していないため、民間業者に委託処理しています。最終処分量は年々減少しています。



## ◆基本理念・基本方針



### <基本理念>

## 市民・事業者・行政の協働による 5R の推進と 環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりの推進

### 基本方針 1 ごみの発生・排出抑制の推進

市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生・排出抑制を徹底し、ごみを出さないライフスタイルへと転換します(リフューズ、リデュース、リペア)

### 基本方針 2 資源の有効利用の推進

ごみを出す際は分別を徹底し、可能な限り資源として利用します(リユース、リサイクル)

### 基本方針 3 環境に配慮した適正な処理・処分の推進

資源として利用できないごみは、環境に配慮して適正な処理・処分を行います。

## ◆目標値

項目	指標	現状 (令和 6 年度) (2024 年度)	目標値 (令和 17 年度) (2035 年度)
数値目標 1	ごみ総排出量	34,347t	30,580t
数値目標 2	1 人 1 日当たりのごみ総排出量	1,006 g/人日	887g
数値目標 3	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	649g	596g
数値目標 4	事業系ごみ排出量	11,782t	8,841t
数値目標 5	1 人 1 日当たりごみ焼却量	903g	762 g

注) 家庭系ごみ排出量に集団回収は含まない。

## ◆目標達成のための施策

### 基本方針1 ごみの発生・排出抑制の推進

施策	主な取り組み
ごみを出さないための情報の提供	学校やイベントなどの環境教育の充実
	リサイクルプラザからの情報発信
	市ホームページの充実【追加】
	ごみ分別アプリの活用【追加】
市民によるごみをもらわない、作らないための取組の推進	ごみを出さない行動の推進
	プラスチックの削減【追加】
	食品ロスの削減【追加】
事業者によるごみを作らないための取組の推進	エコ・ショップ認定制度による環境にやさしいライフスタイルの構築
	事業者へのごみ減量啓発【追加】
	事業系ごみの排出実態の把握【追加】
ごみの有料化の検討	家庭系ごみの有料化の検討
	事業系ごみの料金見直しの検討【追加】



【 】は本計画で追加した施策

### 基本方針2 資源の有効利用の推進

施策	主な取り組み
家庭での取組の促進	ちゅう芥類（生ごみ）のたい肥化
	集団回収の利用、リサイクルルートの確保
	ごみの分別徹底
	紙類の回収促進【追加】
資源となるものの有効利用の促進	せん定枝葉等の資源化
	廃食用油の回収
	プラスチック製品の資源循環【追加】
不用品の有効利用の促進	不用品交換の仕組みの充実
	フリーマーケットやリサイクルショップの活用



【 】は本計画で追加した施策

### 基本方針3 環境に配慮した適正な処理・処分の推進

施策	主な取り組み
不適正排出の防止	不適正処理の防止
	野外焼却禁止の周知徹底
	リチウムイオン電池など充電式電池の適正排出の推進【追加】
適切な収集・運搬・処理体制の維持	ごみ出し支援の実施
	集積所の適正管理【追加】
	適正な収集・運搬体制の維持
	適正な処理・処分の実施

【 】は本計画で追加した施策

## ◆ごみ収集・処理体制

### 収集運搬

区分	内容
適正なごみ・資源の排出	ごみ集積所の維持管理
	ごみ集積所・資源回収場所のルールやマナーの普及
収集・運搬体制	収集体制の整備
	市で処理できないごみの混入の防止
	事業者及び一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導の推進

### 中間処理

区分	内容
既存施設の更新計画	神栖市第一リサイクルプラザと神栖市第二リサイクルプラザでの処理体制の継続
	神栖市第一リサイクルプラザと神栖市第二リサイクルプラザの長寿命化や更新に関する検討
	施設の集約の検討
	旧波崎町塵芥焼却場の跡地を活用したストックヤードの整備の検討

### 最終処分

区分	内容
最終処分量の削減	市で最終処分場を保有していないため、今後も委託処理発生抑制・減量化・資源化を推進し、最終処分量の削減を推進

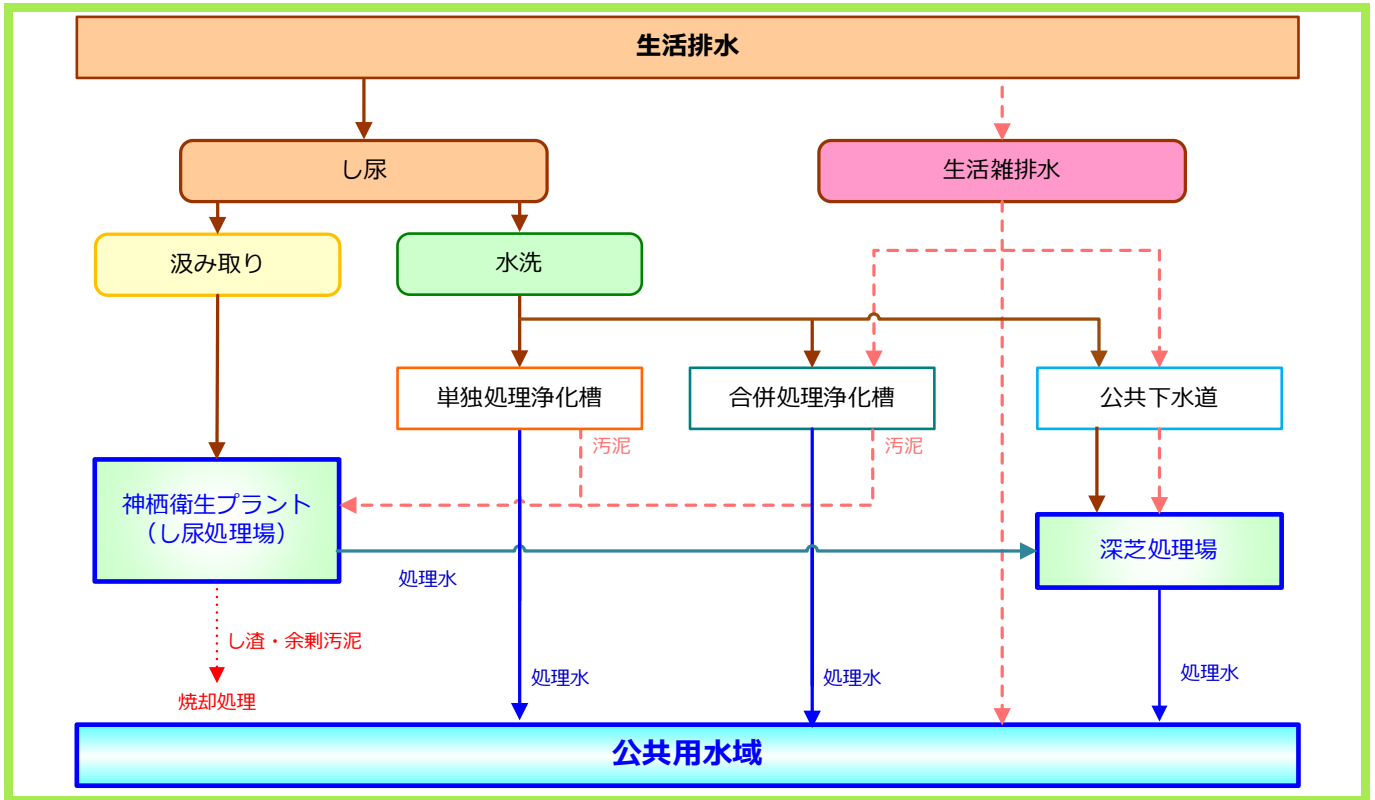
## ◆その他

区分	内容
適正処理困難物に対する処理方針	適正な処理処分の指導
	医療系廃棄物への対応
	家電リサイクル法、資源リサイクル法の遵守
不法投棄防止対策	不法投棄は重大な犯罪であることの周知徹底
	看板の貸出や監視カメラ・パトロールの実施による、警察等と連携した環境づくり
	環境美化の推進
災害廃棄物対策の推進	災害時には状況に応じ、県、近隣市町、関係業者との連携体制を構築
再生利用品の需要拡大	地域全体でのグリーン購入と再生品利用の定着

# 生活排水処理計画

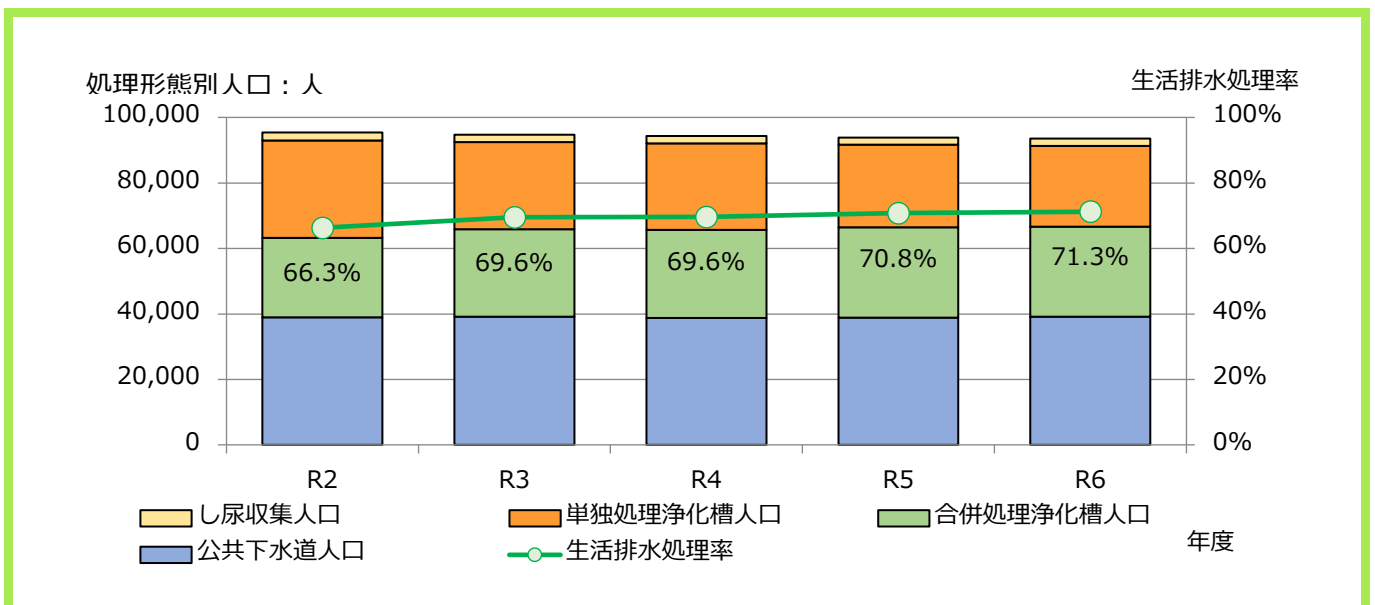
## ◆生活排水処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥は、第一衛生プラントでの前処理後、処理水は茨城県所有の公共下水道処理施設（深芝処理場）にて適切に処理しています。また、焼却処理については、令和6年度から稼働した鹿島共同可燃ごみクリーンセンター等において実施しています。



本市の処理形態別人口は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への切替等により、し尿収集人口や単独処理浄化槽人口は減少しています。

本市の令和6（2024）年度における生活排水処理形態別人口は、公共下水道 39,196 人（41.9%）、合併処理浄化槽 27,468 人（29.4%）で、生活排水処理率は 71.3%です。



## ◆基本方針



### 基本方針 1 生活排水処理の推進

- ・市民の生活排水に対する意識啓発活動の強化と水洗化の普及・啓発
- ・地域特性等を十分考慮しながら公共下水道整備事業の推進に合わせて、合併処理浄化槽の普及・促進

### 基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

- ・市民や清掃業者の適正な浄化槽清掃への取組を進める
- ・浄化槽を利用する市民や清掃業者へ定期的な浄化槽の清掃を周知
- ・し尿及び浄化槽汚泥の安定的な収集・運搬体制の構築

## ◆生活排水処理の目標

本計画の目標年度である令和 17 年度の生活排水処理率については、83.1%を目標とします。。

区 分	R6 (2024) 現状	R12 (2030) 中間目標年度	R17 (2035) 目標年度
生活排水処理率	71.3%	80.9%	83.1%

## 進行管理と推進体制

計画の着実な実施に向けて、PDCA サイクルによる進行管理を徹底します。毎年度、数値目標の達成状況や施策の進捗を客観的に点検・評価し、その結果を次年度の取り組みへと反映させます。この継続的な見直しにより、社会情勢の変化に合わせた実効性の高い施策推進を図ります。

## 神栖市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発 行： 令和 8 年 3 月

発行者： 生活環境部 廃棄物対策課

〒314-0121 神栖市溝口 4991-5

TEL 0299-90-1148（リサイクル推進 G）

TEL 0299-90-1530（処理対策 G）

